

～実務と条文を結びつける～

地方自治法

自治体事務の基幹法である地方自治法の条文理解を通して、制度の基本理念と、仕事の法的根拠にあたることの重要性を認識することで、仕事を進める上での根拠を自ら調べ、考えることのできる職員を育成し、組織対応力の向上を図る。

実施日程【各日程 9:00～17:00】

第1回	6月	24日	(金)
第2回	7月	5日	(火)
第3回	7月	27日	(水)
第4回	8月	23日	(火)
第5回	12月	1日	(木)
第6回	1月	30日	(月)
第7回	2月	17日	(金)

こんな方にお勧めです

- ◎法令・根拠にあたる仕事の進め方を身につけたい職員
- ◎地方自治法を意識して実務を行っていききたい職員
- ※特別区職員研修所の新任研修で扱う地方自治法の内容は学習済みの前提で講義を進めます。



- 対象 1級職の職員
- 定員 各回27名～40名(予定)
- 講師 特別区人事・厚生事務組合職員(予定)
- 場所 特別区職員研修所(千代田区神田相生町1番地秋葉原センタープレイスビル4・5・6階)
(千代田区九段北1-1-4)

研修所の移転に伴い、実施会場が年度途中で変わります。詳細は受入後の案内でご確認ください。

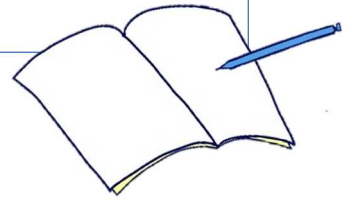
【お問合せ】 特別区職員研修所 教務課 基本研修係 03-5298-3930～6

カリキュラム

概要

- ・オリエンテーション
- ・地方自治法の特徴を踏まえた学び方
- ・法令読解の基礎知識
- ・地方自治法の目的と理念
- ・地方自治法を理解するためのキーワード
- ・事例検討

※ カリキュラムの一部が変更となる場合があります



受講者の声

今までは根拠法令の調べ方がよく分からずに、調べるのに苦労していましたが、調べ方の基本を学べたので、今後の業務に活かしていきたいと思います。

調べて考えることや周りの研修生と意見を話し合うことを通じて根拠を調べる大事さを再認識し、楽しさにも気づく事ができました。

自治法の規定を理解して仕事に取り組む必要性を学ぶことができました。